

No.	審議会等	R8.4.1現在					R7.4.1現在					地方自治法(第180条の5)	地方自治法(第202条の3)	規則要綱	所管課	設置根拠法	設置条例要綱規則等	8年度女性の登用率が数値目標(男女双方が40%以上～60%以下)とならない理由、女性委員数が0となる理由、公募委員を募集をおこなわない理由をそれぞれご記入ください。
		委員総数(人)	女性委員数(人)	女性の登用率(%)	目標値(40%)に対する達成率(%)	公募委員数(人)	総数(人)	女性委員数(人)	女性の登用率(%)	目標値(40%)に対する達成率(%)	公募委員数(人)							
1	教育委員会	4	2	50.0	125.0	0	4	2	50.0	125.0	0	○			教育総務課		木津川市教育委員会規則	極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	125.0	0	4	2	50.0	125.0	0	○			総務課		木津川市選挙管理委員会規程	地方自治法の規定により公募により委員を選任する余地がない。
3	公平委員会	3	2	66.7	166.8	0	3	2	66.7	166.8	0	○			行政委員会		木津川市公平委員会設置条例	極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
4	監査委員	2	0	0.0	0.0	0	2	0	0.0	0.0	0	○			行政委員会		木津川市監査委員条例	極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
5	農業委員会（農地最適化推進委員を除く）	19	1	5.3	13.3	19	18	1	5.6	14.0	19	○			農政課		木津川市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野である。極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
6	固定資産評価審査委員会	3	2	66.7	166.8	0	3	2	66.7	166.8	0	○			行政委員会		木津川市固定資産評価審査委員会条例	極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
小計(A)		6	35	9	25.7	64.3	19	34	9	26.5	66.3	19						
7	防災会議	39	10	25.6	64.0	0	39	10	25.6	64.0	0		○		危機管理課	災害対策基本法第十六条	木津川市防災会議条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野である。極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
8	民生委員推薦会	11	5	45.5	113.8	0	12	4	33.3	83.3	0		○		社会福祉課	民生委員法第五条	木津川市民生委員推薦会条例施行規則	委員は、規則で構成員が定められているため、公募対象としていない。
9	国民健康保険運営協議会	18	6	33.3	83.3	0	18	7	38.9	97.3	0		○		国保年金課	国民健康保険法第十一条	木津川市国民健康保険条例	委員は、条例で「被保険者代表」、「公益代表」、「保険医又は保険業薬剤師代表」で構成と定めており、公募対象としていない。また、「被保険者代表」以外は関係団体からの推薦者であるため、市が組織構成に直接関与できない。
10	環境審議会	11	1	9.1	22.8	0	11	1	9.1	22.8	0		○		環境課	環境基本法第四十四条	木津川市環境審議会条例	委員の登用については、男女によるものではなく、審議いただける方を登用しているため、現状として男性が多くなっているだけである。また、条例では、公募委員の募集はない。
11	廃棄物減量等推進審議会	16	5	31.3	78.3	3	16	5	31.3	78.3	2		○		環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	委員の約7割が住民団体や事業者の代表者であり、女性の会等は女性が選任されているが、多くの団体が男性を選任しており、また市がその選任に関与できないため。
12	介護認定審査会	24	11	45.8	114.5	0	24	11	45.8	114.5	0		○	○	高齢介護課	介護保険法第十四条	木津川市介護認定審査会運営要綱	極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
13	社会教育委員会	14	9	64.3	160.8	0	14	9	64.3	160.8	2		○		社会教育課	社会教育法第十五条	木津川市社会教育委員条例	委員会の構成委員がもともと男性の少ない組織や分野のため女性が少ない。
14	文化財保護審議会	10	0	0.0	0.0	2	8	0	0.0	0.0	1		○		文化財保護課	文化財保護法第190条	木津川市文化財保護審議会条例	木津川市発足後の20年10期のうち、第1期から第8期までは女性も審議員に委嘱しています。令和3年7月からの第8期は、専門委員と地域委員は7人全員が男性でしたが、公募委員のお二人が女性でした。令和5年7月からの第9期は、審議員の公募に対して応募いただいた6人のうち、2人が女性でしたが、一次審査の小論文審査に際して性別は明らかにしておらず、お二人ともその段階で不合格となったもの。第10期の公募に対して応募があったのは2名でともに男性。公募以外では、審議員退任に伴う後任や団体退出の審議員は、前任者や団体の推薦を重視しているため、結果的に女性審議員がおられなくなっています。
15	都市計画審議会	18	2	11.1	27.8	3	18	3	16.7	41.8	3		○		都市計画課	都市計画法第七十七条の二	木津川市都市計画審議会条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野(例、警察署、消防署、医師)のため女性が少ない。
16	図書館協議会	9	5	55.6	139.0	2	9	6	66.7	166.8	0		○		社会教育課	図書館法第十四条	木津川市立図書館協議会運営規則	委員会の構成委員がもともと男性の少ない組織や分野のため女性が少ない。
17	国民保護協議会	39	10	25.6	64.0	0	39	10	25.6	64.0	0		○		危機管理課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第四十条	木津川市国民保護協議会条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野である。極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
18	障害者介護給付費等支給認定審査会	10	4	40.0	100.0	0	10	4	40.0	100.0	0		○		社会福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条	木津川市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例	委員は、法で障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから構成することが定められているため、公募対象としていない。
19	子ども・子育て会議	25	14	56.0	140.0	0	24	15	62.5	156.3	0		○		こども未来課	子ども・子育て支援法第七十七条		極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。
20	情報公開・個人情報保護審査会	5	3	60.0	150.0	0	5	3	60.0	150.0	0		○		総務課		木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例	専門性の高い分野であり公募により委員を選任する余地がない。
21	市営住宅入居者選考委員会	9	1	11.1	27.8	0	9	1	11.1	27.8	0		○		施設整備課		木津川市市営住宅入居者選考委員会条例	法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地がない。
22	市営住宅管理審議会	8	1	12.5	31.3	0	8	1	12.5	31.3	0		○		施設整備課		木津川市市営住宅管理審議会条例	法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地がない。
小計(B)		16	266	87	32.7	81.8	10	264	90	34.1	85.3	8						
23	行財政改革推進委員会	9	3	33.3	83.3	3	9	3	33.3	83.3	3		○		デジタル推進課		木津川市行財政改革推進委員会条例	公正・公平な公募委員の選考と大学教授や民間企業等における優れた識見を有する方々へ委嘱した結果、目標指標に届かなかった。
24	人権センター運営委員会	8	1	12.5	31.3	0	8	2	25.0	62.5	0		○		人権推進課		木津川市人権センター条例	構成団体からの選出であり、男性、女性の指定は適当でない。
25	児童館運営委員会	7	3	42.9	107.3	0	7	3	42.9	107.3	0		○		こども未来課		木津川市児童館条例	法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地がない。
26	老人福祉センター運営委員会	9	1	11.1	27.8	0	9	2	22.2	55.5	0		○	○	高齢介護課		木津川市老人福祉センター条例	組織の代表者等で構成されており、それが男性であることが多いため。
27	女性センター運営委員会	9	5	55.6	139.0	0	9	6	66.7	166.8	0		○		人権推進課		木津川市女性センター条例	設置運営の望ましい規則や施行規則で委員の構成が定められており、公募により委員を選任する余地がない。
28	男女共同参画審議会	9	5	55.6	139.0	0	10	6	60.0	150.0	1		○		人権推進課		木津川市男女共同参画推進条例	公募者が3/31付で退任。(遠方へ転出)
29	学校給食センター運営委員会	44	26	59.1	147.8	0	46	28	60.9	152.3	0		○		学校教育課		木津川市立学校給食センター条例	規則により委員の資格等が定められており、公募によって、委員を選任する余地がない。
30	地域包括支援センター運営協議会	15	5	33.3	83.3	2	15	4	26.7	66.8	2		○	○	高齢介護課		木津川市地域包括支援センター条例	組織の代表者等で構成されており、それが男性であることが多いため。
31	企業立地促進審査会	5	1	20.0	50.0	0	5	1	20.0	50.0	0		○		観光商工課		木津川市企業立地促進条例	極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない。また、女性委員は、5人中1人(20%)となっているが、内3人は組織・役職による選出としているため、人事異動等により委員が変動することから、現状は女性登用率が20%となっている。
32	特別職報酬審議会	5	1	20.0	50.0	1	5	1	20.0	50.0	1		○		人事秘書課		木津川市特別職報酬審議会条例	現委嘱先は女性の割合が低く、公募委員においても男性が当選されたため。
33	地域密着型サービス運営委員会	15	5	33.3	83.3	2	15	4	26.7	66.8	2		○	○	高齢介護課		木津川市地域密着型サービス運営委員会条例	組織の代表者等で構成されており、それが男性であることが多いため。
34	予防接種健康被害調査委員会	3	1	33.3	83.3	0	3	1	33.3	83.3	0		○		健康推進課		木津川市予防接種健康被害調査委員会条例	専門性の高い分野であり条例で構成委員が定められているため。

No.	審議会等	委員 総数 (人)	女性委 員数 (人)	女性の 登用率 (%)	目標値(4 0%)に対す る達成率 (%)	公募 委員 数 (人)	総数 (人)	女性委 員数 (人)	女性の 登用率 (%)	目標値(4 0%)に対す る達成率 (%)	公募 委員 数 (人)	地方 自治 法(第 180条 の5)	地方 自治 法(第 202条 の3)	規則 要綱	所管課	設置根拠法	設置条例要綱規則等	8年度女性の登用率が数値目標(男女双方が 40%以上～60%以下)とならない理由、 女性委員数が0となる理由、公募委員を募集を おこなわない理由をそれぞれ記入ください。
35	旧加茂町財産区管理会	7	0	0.0	0.0	0	7	0	0.0	0.0			○		財政課			市が組織構成に直接関与できない。
36	旧瓶原村財産区管理会	7	0	0.0	0.0	0	7	0	0.0	0.0			○		財政課		旧北村、旧兎並村、旧里村財産区、旧加茂町財産区、 旧瓶原村財産区、旧当尾村財産区管理会条例	市が組織構成に直接関与できない。
37	旧当尾村財産区管理会	7	0	0.0	0.0	0	7	0	0.0	0.0			○		財政課			市が組織構成に直接関与できない。
38	旧北村旧兎並旧里村財産区管理会	7	0	0.0	0.0	0	7	0	0.0	0.0			○		財政課			市が組織構成に直接関与できない。
39	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会	20	7	35.0	87.5	2	20	7	35.0	87.5	0		○		学研企画課		まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例	委嘱先の団体や役職が決まっており、市の裁量によって選任できない。
40	行政不服審査会	5	3	60.0	150.0	0	5	3	60.0	150.0	0		○		総務課		木津川市行政不服審査会条例	専門性の高い分野であり公募により委員を選任する余地がない。
41	ラブホテル建築規制審議会	11	1	9.1	22.8	0	11	1	9.1	22.8	0		○		都市計画課		木津川市ラブホテル建築規制条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野(例：警察署、消防署、医師)のため女性が少ない。
42	空家等対策協議会	8	0	0.0	0.0	0	8	0	0.0	0.0	0		○		都市計画課	空家等対策の推進に関する特別措置法第8条	木津川市空家等対策協議会設置条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野(例：警察署、消防署、医師)のため女性が少ない。
43	水道料金及び公共下水道使用料審議会	15	6	40.0	100.0	3	15	6	40.0	100.0	3		○		業務課		木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例	
44	木津川市いじめ防止等対策委員会	10	4	40.0	100.0	0	10	3	30.0	75.0	0		○		学校教育課		木津川市いじめ防止等対策委員会条例	法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地がない
45	木津川市地域連携保全活動協議会	13	3	23.1	57.8	0	13	3	23.1	57.8	0		○		都市計画課	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第5条第1項	木津川市地域連携保全活動協議会条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野(例：警察署、消防署、医師)のため女性が少ない。
	木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会(R7.3.31廃止)			#####	#####		10	1	10.0	25.0	1		○		文化財保護課		木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例	R7.3.31廃止
46	木津川市文化財保存活用地域計画協議会	9	0	0.0	0.0	0	9	0	0.0		0		○		文化財保護課	文化財保護法第183条の9	木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例	文化財保存活用地域計画協議会にかかる文化財保護法の規定では、委員委嘱の区分が、第1号で「当該市町村」、第2号で「当該市町村の区域をその区域に含む都道府県」、第3号で「教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体」、第4号で「文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、その他の市町村の教育委員会が必要と認める者」とされております。委嘱している9名の委員のうち、1号委員と2号委員の2名はともに宛て職で男性、3号委員なし、4号委員は「文化財所有者」1名、「学識経験者」4名、「観光関係団体」2名の計7名ですが、うち3名は関係機関・団体から推薦があった方が男性であったものです。学識経験者は、文化財保護審議員として地域計画策定時にも委員となっていた方3名、椿井大塚山古墳防災施設検討会委員としてお世話になっている方1名というように、これまでの木津川市文化財行政とのかかわりや経緯を重視して委嘱しています。地域計画協議会条例では、委員は10人以内とされており、1人は公募枠として募集を行いましたところ、応募いただいたのは1名で男性でしたが、選考の結果で委嘱はせず欠員となっています。
47	健康づくり推進協議会	12	4	33.3	83.3	2	10	3	30.0	75.0	0		○		健康推進課		木津川市健康づくり推進協議会条例	委員会の構成委員がもともと女性の少ない組織や分野のため女性が少ない。
48	介護保険事業計画等策定委員会	21	8	38.1	95.3	2	21	7	33.3	83.3	2		○	○	高齢介護課		木津川市介護保険事業計画等策定委員会条例	組織の代表者等で構成されており、それが男性であることが多いため。
49	スポーツ推進委員会	20	3	15.0	37.5	0	21	4	19.0	47.5	2		○		社会教育課	スポーツ基本法第32条第2項	木津川市スポーツ推進委員に関する規則	委員会の構成委員がもともと女性の少ない組織や分野のため女性が少ない。
50	木津川市自殺対策地域連絡協議会	10	3	30.0	75.0	0	10	1	10.0	25.0	0		○		福祉総合相談室	自殺対策基本法第13条第2項	木津川市自殺対策地域連絡協議会設置要綱	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野(警察署、消防署、医師)のため、女性が少ない。
51	市立学校運営協議会	119	56	47.1	117.8	0	27	14	51.9	129.8	0		○		学校教育課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	木津川市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則	協議会については、小中学校ごとに設置されており、その委員については、学校が所在する地域の住民、保護者、学校運営に資する活動を行う者等と定められており、学校長の意見を聴いたうえで任用しており、公募していない。
52	木津川市成年後見支援センター運営委員会(新規)	6	2	33.3	83.3	0	6	1	16.7	41.8	0		○		福祉総合相談室	成年後見制度の利用の促進に関する法律	木津川市成年後見支援センター運営委員会運営要綱	委員会の構成委員がもともと女性の少ない分野(弁護士、司法書士)のため、女性が少ない。
小計(C)		30	445	157	35.3	88.3	17	365	115	31.5	78.8	17						
計(B+C)		46	711	244	34.3	85.8	27	25	205	820.0	2050.0	25						
53	民生委員推薦準備会	34	12	35.3	88.3	0	36	13	36.1	90.3	0			○	社会福祉課		木津川市民生委員推薦準備会規則	委員は規則で構成員が定められており、関係機関からの推薦によるため、女性の登用率を調整することができず、公募対象としていない。
	市立学校評議員			#####	#####		44	14	31.8	79.5	0			○	学校教育課		木津川市立学校評議員に関する要綱	小中学校については、今年度からすべての市立小中学校に「学校運営協議会」が設置され、全て協議会に移行。
54	市立幼稚園評議員	4	3	75.0	187.5	0	4	3	75.0	187.5	0			○	保育幼稚園課		木津川市立幼稚園評議員に関する要綱	構成員が男性の少ない分野(元幼稚園教諭等)のため男性が少ない。
55	交通安全対策協議会	47	37	78.7	196.8	0	47	36	76.6	191.5	0			○	総務課	0	木津川市交通安全対策協議会規約	専門的な知識を要するなど委員を公募することが適当でない。
56	明るい選挙推進協議会	22	10	45.5	113.8	0	22	8	36.4	91.0	0			○	総務課		木津川市明るい選挙推進協議会要綱	関係機関の推薦によるため、女性の登用率を調整することができず、公募による委員を選任する余地もない。
57	要保護児童対策地域協議会	15	5	33.3	83.3	0	15	5	33.3	83.3	0			○	こども家庭支援課		木津川市要保護児童対策地域協議会設置要綱	関係団体の推薦によるため、公募による委員を選任する余地がない。
小計(D)		5	122	67	54.9	137.3	0	168	79	47.0	117.5	0						
計(A+B+C+D)		57	868	320	36.9	92.3	46	831	293	35.3	88.3	44						

＝市が組織構成に直接関与できない審議会等数(4)

市が組織構成に関与できる審議会等(53)

女性委員のいない審議会等数(4)(No.4・14・42・47)

R8に設置していない、審議会・委員会(2)

審議会数	総数	女性	%
53	840	320	38.1
(財産区除く)			